

平成14年
[2002]
No.1357

1216

- 上田市役所 (☎22・4100) (FAX25・4100)
- 市政提言電話 (☎25・2539)
- 市政提言FAX (☎23・5111)
- 市政提言電子メール
mayor@city.ueda.nagano.jp
- インターネット上田市のホームページ
URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/>
(広報ほか市政情報掲載)



蘇民切り

目次

広報うえだ	1
情報うえだ	9
保健ガイド	14
教育うえだ	15



シリーズ 21世紀に伝えたい

景観80選
29

信濃国分寺史跡公園
(歴史系)

足元に眠る 遠い昔のロマン

「この公園はケヤキ並木やカバンの藤など多くの木や草花があるので、歩いていると気分がいいですね。礎石や塔の跡を眺めていると、遠い昔のロマンを感じます」と久保田さん(左下写真)。

信濃国分寺史跡公園は、今から1,260年ほど前の天平13年(741年)、聖武天皇の詔により諸国に建立された国分寺の遺跡です。「良い場所を選んで寺を建てよ」との詔に従って、信濃国ではこの上田の地が選ばれたのです。創建当時は大きな建物が並ぶ立派なお寺でしたが、その後、現在の国分寺(八日堂)の敷地に移転したため、この場所はしだいに土の中に埋もれ、長い間、水田や桑畑の下に眠っていました。現在の史跡公園は、昭和38年から昭和46年にかけて発掘調査し、整備を行ったものです。

10月からは、30年ぶりの本格的な発掘調査が始まりました。今回は国道18号の北側の一角を調査して、寺の敷地の広がりを確認する作業が進んでいます。久保田さんといっしょにこの調査に参加している尾沢さんは、「どんな発見ができるか、毎日が楽しみです」と嬉しそうにお話されました。

しなの鉄道・信濃国分寺駅が開業して、史跡公園周辺へのアクセスがたいへん便利になりました。今年は、八日堂縁日に電車を出かけてみるのもいいですね。

耳寄り情報

現在発掘調査している信濃国分寺跡の現地説明会を12月21日(土)午後1時30分から行います(雨天の場合は翌日の同じ時間)。車のかたは信濃国分寺資料館駐車場へどうぞ。



歴史を掘り起こす
作業に力が入ります



久保田和江さん(左・国分)
尾沢正江さん(右・下堀)



■案内図

地域住民の皆さんに、新市の将来構想・行政サービス・住民負担など、合併の是非を判断いただく情報を提供するため

12月24日
火曜日

上田市・丸子町・真田町・武石村 任意合併協議会を設立します



武石村中央公民館で行われた第3回設立準備会

任意合併協議会設立準備会から

任意合併協議会（※1）へ移行します

11月19日（火）、武石村中央公民館で、上田市・丸子町・真田町・武石村の4市町村による第3回任意合併協議会設立準備会を開催し、任意合併協議会設立に向けた最終的な協議・確認を行いました。

準備会では、任意合併協議会設置合意調印式と第1回任意合併協議会を、12月24日（火）午前10時から上田創造館で開催するこ

とを確認し、協議会の進め方・提案事項・新市将来構想策定委員会の設置などについて協議しました。

また、第1回任意合併協議会開催後、4市町村長から県知事に合併重点支援地域（※2）指定の要望や職員の派遣など、いっそうの協力を要請していくことを確認しました。

任意合併協議会では、合併の是非を住民の皆さんに判断いただく材料を提供するため、合併の方式・新市の名称などの基本的事項から各種事務・事業（約2000項目）の取り扱いまでの主な25項目をはじめ、合併に関するあらゆる事項を協議します。

また、附属機関として新市将来構想策定委員会を設置し、合併後の将来構想策定に関する必要な調査・検討、構想の作成に着手します。

用語の説明

任意合併協議会の役割（※1）

市町村が合併しようとする場合、合併特例法などに基づき関係市町村議会の議決を経た「法定」合併協議会を設置し、根幹的な新市建設計画の策定、その他合併に関する協議を行います。

これに対し、「任意」合併協議会は、法律に縛られない文字どおり「任意」ですから、協議内容や範囲が決まっていません。また、合併の枠組みが決定したわけでもありません。それだけに幅広く研究できるメリットがあり、住民の皆さんの意向確認作業が必要となります。「法定」協議会への移行は、平成15年末ごろを想定しており、今後、協議内容も含め市民の皆さんへの情報提供に努めていきます。

合併重点支援地域（※2）

合併協議会の設置など、合併に向けた機運の盛り上がりのある地域に対し、市町村長の要請で県が指定します。指定を受けると国・県から合併推進に対する財政的、人的支援が受けられます。11月末現在、近隣では東部町・北御牧村など県下で7地域が指定を受けています。

任意合併協議会 設立に向けて 準備会で 確認された事項

【第1回準備会】

●設立時期、設置要綱（案）、規約（案）、運営方針（案）、費用負担割合（案）、委託項目（案）、傍聴規定（案）

【第2回準備会】

●想定される主な協議項目、幹事会規定、専門部会規定、事務局規定、平成14年度事業計画・歳入歳出予算（案）、事務事業調整方針（案）、業務委託業者選定等委員会設置要綱（案）

【第3回準備会】

●協議会設置合意調印式および第1回任意合併協議会の日程・内容ほか

任意合併協議会 設置合意調印式

4市町村が次の事項を踏まえ、任意合併協議会の設置に合意する予定です。

①新市において旧市町村ごとの特色が最大限発揮できるよう

住民の視点を大切にしながら地域コミュニティや住民自治の充実を図るため、合併後のスケールメリットを生かしながら、各市町村が積み重ねてきたまちづくりの歴史・文化・特性に配慮した地域の一体的な発展に努める分権型合併を

検討する。

②合併の方式は協議会の早い段階で決定する。

③近隣町村からこの協議会への参加申し入れがあった場合は、ここに挙げた6つの確認事項と、申し入れ時点で調整されている協議結果を尊重することを前提に、速やかに4市町村長による協議を行い意思決定する。

④新市での自治能力向上のため、4市町村は健全財政を堅持するものとする。

⑤厳しい財政状況の折、引き続き行政の効率化に努め、合併前もそれぞれ行政改革を進め、職員数の増加・職員給料の増額は行わない。

⑥新規大型事業は、新市の建設を総合的・効果的に推進するため、新市建設計画に位置付ける。合併前に着手の必要がある箱物などの建設などは、4市町村で協議する。

第1回 任意合併協議会 での協議事項は

次の事項について協議する予定ですが、うち合併の方式は、今後の協議の方向を位置付ける最も基本的な項目です。

①任意合併協議会規約

②準備会で確認されている事項

③新市将来構想策定委員会設置要綱案

④平成14年度、15年度事業計画・歳入歳出予算案

⑤今後、任意合併協議会で協議する事項

⑥協議事項の具体的な調整方針

⑦合併の方式

⑧県への合併重点支援地域指定申請について

⑨県への協力要請・県職員派遣要請について

⑩第2回任意合併協議会開催時期と提案予定事項

協議会は公開で開催し、傍聴することができま

また、協議の内容は随時、協議会だより・各市町村広報・協議会ホームページ等で住民の皆さんにお知らせし、電子メール等により、ご意見を伺いながら進めます。

新市将来構想 策定委員会 の役割は

新市将来構想策定委員会では、合併後の新市の将来の発展に向けた、よりよいまちづくりのための構想を定めます。

新市将来構想は、地域住民の皆さんに、合併した場合の新しい市の将来像・ビジョンを示す

ことによって、合併の是非を判断いただく材料になると同時に、新市が発足した場合のマスタープランにもなります。

委員会では、構想策定にあたり関係市町村の特色のうち守るべきもの・伸ばすものなど、それぞれの特色や歴史的背景を生かしあいながら、活力ある自立した地域として一体的発展につながるような方向を検討します。

また、地方分権時代における住民自治やコミュニティのあり方と行政との関係、さらに広域的な地域づくりの基本方針と関係市町村区域の地域づくり方針などの議論が想定されます。

住民の皆さんが 主体的にかかわる 将来構想策定を目指します

新市将来構想の作成は策定委員会を中心に進めますが、内容は随時、協議会だより・ホームページなどで皆さんにお知らせし、ご意見などをできる限り反映させながら策定を進めていきます。

また、最終的にできあがった構想は、説明会などでお知らせし、皆さんに合併の是非を判断いただく材料の一つとなります。

策定委員は住民の皆さんにお願いし、4市町村から有識者の

新市将来構想策定委員会の委員を公募します！

- ◇応募資格 市内に在住する20歳以上のかた
- ◇募集人員 2名
- ◇任期 平成15年2月～10月（予定）
- ◇応募方法 所定の申込書に「私の考える新市の将来」（800字程度・書式自由）と題したレポートを添えて、合併推進室（市役所南庁舎5階）に直接お持ちいただくか郵送で提出、またはメール（アドレス：gappei@city.ueda.nagano.jp）により送付してください。
- 申込書は、総合案内窓口（市役所本庁舎1階）、各支所にあります。
- また、合併推進室のホームページからもダウンロードできます。
- 申込書を郵送いただく場合は、下記までお願いします。
- 〒386-8601上田市大手一丁目11番16号 上田市合併推進室
- ◇締め切り 来年1月15日（水）
- ◇選考方法 レポートと面接により決定させていただきます。
- ◇問い合わせ 詳しくは合併推進室（☎21・0123）までお尋ねください。

ほか、女性・自治会・各分野団体等代表のかた（合計40名以内）を選定させていただきます。

また、幅広く市民の皆さんに参画していただくことを目的に、

市では策定委員を公募します。

新しいまちの将来をいっしょに考えてみませんか。

おおぜいの皆さんの応募をお待ちしています。

●市町村合併に関するご意見・ご質問、任意合併協議会の傍聴に関するお問い合わせは合併推進室へ。

また、合併推進室では合併についての出前講座を随時行っています。人数を問わず、説明に伺います。お気軽にお申し込みください [☎21・0123（直通）か、☎22・4100☎1207・1208/☎25・4100 /E-mail:gappei@city.ueda.nagano.jp]。

市民と行政の協働による行政改革の推進

総務課行政管理係

(☎22・4100 内1205)

上田市行政改革大綱を策定しました

11月18日、上田市行政改革推進委員会（岡本弘会長・委員7名）から、これからの行政改革の方針を示した「上田市行政改革大綱の策定について」の答申が市長に行われました。市ではこの答申内容を尊重し、新たな「上田市行政改革大綱」を策定するとともに、平成15年度からの具体的な取組内容を今後検討し、いっそうの行政改革を推進していきます。

答申の特徴

行政改革推進委員会では、今年7月から5回の審議を行い、費用対効果を重視した行財政運営、組織や職員体制の整備、情報技術の活用など多方面にわたるご意見をいただきました。

その中で、多くの委員のかたから一貫して指摘されたのは、「行政はもちろん市民の皆さんにも役割と責任を認識していただき、積極的にまちづくりに参加するなど、協働していかないと行政改革は進まない」ということでした。

こうしたことから、答申書には「市民と行政の協働による行政改革の推進」というサブタイトルがつけられています。

大綱の内容

（抜粋）

市では答申内容を踏まえ、基本方針と3つの基本的視点・5つの重点事項からなる大綱を策定しました。

基本方針

市では、平成11年に策定した行政改革大綱に基づき、情報公開制度の創設などによる行政の透明性の確保、組織数・職員数の削減、施設や事務事業の民間委託、情報化による市民サービスの向上など、行政改革の取組（※1）を進めてきました。

しかし、最近の社会経済情勢や自治体を取り巻く環境は、予想をはるかに上回る速さで変化し、国では電子自治体の構築

（※2）や公務員制度、地方交付税制度の見直しなどが進められようとしています。

また、地方分権一括法（※3）が施行され、地方自治体には今まで以上に自己決定と自己責任に基づく市政運営が求められ、市職員の意識改革や効率的で質の高い行政サービスの提供はもちろん、市民も行政に関心を持つと同時に役割と責任を認識し、積極的にまちづくりに参画することが重要となっています。

このようなさまざまな課題に適切に対応すると同時に、健全財政に配慮しながら平成13年度に策定した第三次上田市総合計画後期基本計画を着実に推進するためには、再度、行財政運営のあり方全般を見直す必要があります。

そこで、新たな改革における基本的視点と重点事項を定めた大綱を策定し、いっそうの行政改革の取組を進めます。

なお、現在進められている市町村合併に向けた取組でも、大綱の趣旨をじゅうぶん踏まえて対応していきます。

行政改革推進の3つの基本的視点

常に次の3点を念頭に置いて、行政改革を推進します。

- ① 生活者起点（※4）を基本としたまちづくり
- ② 効率的で市民満足度の高い行財政運営
- ③ 新しい時代に対応した行政体制の整備

行政改革5つの重点事項

基本的視点を踏まえ、次の5点の改革に取り組みます。

1 市民と行政のパートナーシップの確立

市民ニーズの的確な把握

多様化・高度化・増大するニーズを的確に把握するため、広く市民の意見を受け付ける機会を確保しながら、その反映に努めます。また、市民との協働の拡充に向け、市民ニーズを把握する新しい手法についても導入を図ります。

生活者起点（※4）…「寄せられる声を大切に、市民の立場に立つこと」、「市民の皆さんが自主的に市政に参画して市民の意志を政策決定の場へ反映していくこと」、「市民や各種団体の皆さんと連携・協働しパートナーシップを構築すること」、といった市政運営の基本的な姿勢を表す言葉として使用しています。
NPO（※5）…福祉、環境、文化、まちづくりなどのあらゆる分野における営利を目的としない民間組織。
成果を重視（※6）…ここでは行政評価手法の活用など、一定の基準に基づき評価を行い判断していくことを意味します。
附属機関（※7）…調査、審査等を行うため市が設置する審査会、審議会などの機関。



上田市行政改革推進委員会・岡本会長から市長に答申書が手渡されました。

市民参画システムの構築

行政が行うこと、市民が行うことを明確にしなが、市民・NPO(※5)・ボランティア・企業・各種団体などと協働し、地域の公共のニーズに対応するシステムづくりを進めます。

市政の透明性の向上・情報発信

IT(情報技術)やマスメディアなどさまざまな情報伝達手段を活用し、市の情報をわかりやすく積極的に発信すると同時に、説明責任の確保に努めるなど、市政の透明性の向上を図ります。

2 成果を重視(※6)した行財政運営の推進

成果を重視した事務事業の見直し

行政評価を導入し、事務事業の目的や達成状況をじゅうぶん認識するとともに、必要性・有効性・効率性などの評価を行い、所期の目的を達成したもののや業務量が減少したものは廃止・統合・縮小するなど、成果重視の視点から徹底した事務事業の見直しを行います。

民間活力の活用

事務事業について、行政が行うべきかどうかをじゅうぶん検討し、民間活力を活用すること、経費節減や市民サービスの向

上など総体として行政の効率化を図れるものは、民間委託・民営化を推進します。

なお、民間委託などを行う場合には、行政責任の確保の観点から内容や有効性を精査し、効果の検証など適切な管理に努めます。

財政の健全性の維持

歳入については、市税などの収納率の向上を図り、使用料などについても受益者負担の適正化を推進し、自主財源の確保に努めます。

また、歳出については、経常的経費の抑制・補助金などの整理合理化を進め、必要性・有効性などの観点から事業を選択し、予算の厳正な執行に努めます。

財政運営の健全化を図り、市民にわかりやすく財政状況をお知らせするため、企業会計的な手法を導入します。

広域的な行政の推進

生活圏の広域化やさまざまな住民ニーズに対応するため、広域的に取り組むことが有効な施策は、上田地域広域連合や周辺市町村と連携し推進を図ります。

市町村合併については、効率的な行政の推進や行政基盤の強化を図るとともに、生活圏の拡大に応じた地域づくりを進めるうえで有効な手段であることか

ら、合併の推進に向けた取組を行います。

3 機能的な組織・機構の編成、定員の適正化

柔軟で機能的な組織体制の確立

市民が利用しやすい窓口体制やわかりやすい課名などに配慮し、行政課題や市民ニーズに対応した施策を円滑に遂行できるよう、必要な組織機構の見直しを行います。

また、柔軟で機能的な行政運営を図るため、組織の横断的体制や職員の流動体制の推進に努めます。

附属機関(※7)については、その必要性・活動状況・類似性などに留意し、随時見直しを行い、引き続き公募委員や女性委員の登用に努めます。

最少の職員数で効率的な行政運営を行うため、組織や事務事業の見直し・民間委託・OA化・非常勤職員の活用などにより、いっそうの定員の適正化を図ります。

適正な定員管理

公社などの法人の健全経営と行政との機能分担

社会経済情勢の変化、法人の設立目的や活動状況などを踏まえ、公社等のあり方を検討し、

法人の健全運営と行政との機能分担の適正化に努めます。

4 職員の意識改革、人事制度の構築

人材の育成 行政サービスの向上

自立した責任ある行政運営を推進するためには、職員の能力開発意欲を効果的にバックアップする必要があることから、自己啓発型・実践型の研修を実施し、民間企業との交流・職員提案の活性化などを図り、政策形成能力や積極的な意欲・行動力を持つ人材の育成に努めます。

また、行政は最大のサービス業であるという認識に立ち、接遇マナーや業務知識など、職員資質の更なる向上を図ります。

人事制度の見直し
職員一人ひとりの能力がいっそう発揮できるよう適材適所の配置に努めるとともに、能力や実績が適正に評価・反映される人事制度を構築します。

給与の適正化

財政状況や公務員を取り巻く環境を踏まえ諸手当の見直しを行うなど、いっそう給与の適正化を推進するとともに、能力や実績の評価が適正に反映される給与体系への転換を図ります。

高度情報通信技術の活用による行政サービスの向上
市民が求めるサービスを慎重に見極め、来庁負担の軽減など、利便性に配慮した高度情報通信技術の活用を図り、行政サービスの向上に努めます。

用語の説明

行政改革の取組(※1) …13年度の取組状況は、広報うへだ5月1日号をご覧ください。上田市ホームページの広報バックナンバーでもご覧いただけます。

電子自治体の構築(※2) …質の高い行政サービスの提供や事務処理の簡素・効率化などを目的に自治体で情報化の施策を推進すること。

地方分権一括法(※3) …正式名称は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。中央集権型行政システムを地方分権型に転換するため、必要な改正をした法律で、平成12年4月に施行。

5 情報技術を駆使した電子自治体の構築

OA機器の導入による業務の効率化

IT(情報技術)の進展に適切に対応して、情報の保護や費用対効果に留意しながら必要なOA機器を導入し、業務の効率化・迅速化を図ります。

高度情報通信技術の活用による行政サービスの向上

市民が求めるサービスを慎重に見極め、来庁負担の軽減など、利便性に配慮した高度情報通信技術の活用を図り、行政サービスの向上に努めます。

12万市民の家計簿

平成14年度上半期（4月～9月）

市では、皆さんに財政状況を理解していただくため、毎年度上半期と下半期の2回、定期的に内容をお知らせしています。今回は、平成14年度上半期の会計別収支状況、地方債現在高、市有財産、一時借入金の状況をお知らせします（平成14年9月30日現在。1万円未満は四捨五入してあります）。

歳入

予算現額	447億2,487万円
収入済額	178億1,553万円
収入率	39.8%

市 税	168億6,683万円 (52.8%)
地方交付税	62億 499万円 (69.4%)
市 債	52億1,740万円 (0.7%)
諸 収 入	44億3,499万円 (2.7%)
国庫支出金	38億8,961万円 (19.3%)
県支出金	18億2,222万円 (14.7%)
そ の 他	62億8,883万円 (54.6%)

※グラフ中の金額は予算現額
※（ ）内の数字は収入率
※ の部分は収入済額

市債、国庫支出金、県支出金、繰越金には、前年度繰越明許費繰越額を含む。

歳出

予算現額	447億2,487万円
契約済額	249億4,226万円
執行率	55.8%

土 木 費	93億3,279万円 (49.2%)
民 生 費	90億3,124万円 (50.1%)
公 債 費	68億7,481万円 (52.0%)
教 育 費	55億3,159万円 (66.9%)
総 務 費	34億4,204万円 (49.9%)
商 工 費	33億4,583万円 (85.8%)
農林水産業費	27億4,477万円 (52.8%)
衛 生 費	27億3,982万円 (58.0%)
そ の 他	16億8,198万円 (55.1%)

※グラフ中の金額は予算現額
※（ ）内の数字は執行率
※ の部分は契約済額

衛生費、農林水産業費、土木費、教育費には、前年度繰越明許費繰越額を含む。

一般会計は…

予算現額に対する収入率と執行率のグラフ

特別会計は…

地方債現在高

一般会計	599億7,762万円
特別会計	61億1,280万円
(合計)	660億9,042万円

市有財産

積立金	42億4,117万円
有価証券	1億2,029万円
出資による権利	11億7,611万円
土 地	261万1,992㎡
建 物	33万5,590㎡
山 林	191万6,854㎡
住 宅	
(敷地)	23万6,611㎡
(建物)	7万 688㎡

一時借入金

0万円

会計名	予算現額(歳入・歳出)	収入済額	契約済額
土地取得事業	4億円	151万円	1億4,172万円
塩田有線放送電話事業	5,866万円	2,035万円	2,528万円
国民健康保険事業	81億3,164万円	23億 995万円	32億8,924万円
交通災害共済事業	4,938万円	4,635万円	1,909万円
福祉事業センター事業	5,546万円	1,790万円	2,512万円
老人保健事業	117億 508万円	45億6,231万円	46億4,263万円
同和地区住宅新築資金等貸付事業	1億3,525万円	5,841万円	6,363万円
駐車場事業	1億3,407万円	5,952万円	6,460万円
市街地再開発事業	20億3,266万円	2億9,083万円	11億8,727万円
介護保険事業	49億8,672万円	15億6,057万円	29億3,592万円
合 計	276億8,892万円	89億2,770万円	123億9,450万円

市街地再開発事業には、前年度繰越明許費繰越額を含む。

会 計 名		収 入		支 出	
		予算現額	調定額（※1）	予算現額	契約済額
水道事業	収益の収支（※2）	21億9,401万円	10億1,776万円	21億7,005万円	10億 93万円
	資本の収支（※3）	7億9,986万円	1億2,766万円	19億6,332万円	11億6,887万円
公共下水道事業	収益の収支	29億 142万円	11億7,494万円	31億6,427万円	13億8,186万円
	資本の収支	70億6,449万円	4億5,211万円	93億1,219万円	60億3,549万円
農業集落排水事業	収益の収支	6億 104万円	1億4,447万円	7億6,549万円	3億3,277万円
	資本の収支	12億9,530万円	1億 835万円	13億5,472万円	8億8,754万円
産院事業	収益の収支	2億8,887万円	1億3,671万円	2億8,887万円	1億2,929万円
	資本の収支	0万円	0万円	60万円	44万円

※1 調 定 額
※2 収益的収支
※3 資本的収支

収入すべきものとして予定している額。
事業の経常的な経営活動の収入支出を示すもの。
将来の経営活動に備えて行う建設改良、現在の経営活動に用いられている施設に係る企業債償還金などの収入支出を示すもの。

水道事業、公共下水道事業の資本的収支には、前年度建設改良費等の繰越額を含む。

公営企業
会計は…

だめ！飲酒運転

「年末の交通安全運動」が、今年11日から同31日まで実施されています。年末年始にかけては、飲酒する機会も多くなり、飲酒運転による交通事故の増加が懸念されます。

今年6月1日、道路交通法が改正され、飲酒運転等の悪質危険な違反への罰則などが厳しくなりました。しかし、依然、市内の飲酒運転は後を絶たないようです。

そこで、この運動を機会に、もう一度「悪質危険な運転等の罰則や処分」などについて、おさらいしてみましょう。

悪質・危険な運転者への罰則と違反点数が、こんなに厳しくなりました（左表のとおり）。酒気帯び運転でも、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が課せられます。

違反行為	区分	罰則		違反点数
		懲役	罰金	
酒酔い運転		3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転	呼気中アルコール濃度0.25mg/ℓ以上	1年以下	30万円以下	13点
	呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ～0.25mg/ℓ未満			6点
無免許運転		1年以下	30万円以下	19点
救護義務（ひき逃げ）		5年以下	50万円以下	23点
共同危険行為（暴走行為）		2年以下	50万円以下	25点
危険運転致死傷罪（刑法）		死亡事故・・・1年以上の有期懲役 負傷事故・・・10年以下の懲役		45点

※酒気帯び運転の基準は、アルコール濃度呼気1ℓ中、改正前0.25mg以上でしたが、改正後0.15mg以上に引き下げられました。

■交通事故で課される点数

交通事故の種類	責任の種類	点数
死亡事故	重	20点
	軽	13点
傷害事故 治療期間3か月以上等	重	13点
	軽	9点

※「責任の種類」は、事故時の過失の割合などにより判断されます。

過去3年以内に停止処分の前歴がないかたでも、傷害事故（治療期間3か月以上等）を起こしてしまうと、免許停止を取り消しになります。また、死亡事故の場合は、免許の取り消し

次に、交通事故を起こしてしまったときに課される点数（違反点数に更に加えられる点数／左表のとおり）と、その点数・違反点数の合算により課される行政処分（左下表のとおり）について説明します。

■課された点数による行政処分

過去3年以内の停止処分の回数	免許の停止	免許の取り消し			
		欠格期間1年	欠格期間2年	欠格期間3年	欠格期間5年
前歴なし	6点～14点	15点～24点	25点～34点	35点～44点	45点以上
1回	4点～9点	10点～19点	20点～29点	30点～39点	40点以上
2回	2点～4点	5点～14点	15点～24点	25点～34点	35点以上
3回以上	2点または3点	4点～9点	10点～19点	20点～29点	30点以上

※「欠格期間」とは、免許の取り消し後、免許を取ることができない期間のことです。
※免許の取り消し処分の基準は、改正により、欠格期間が最長3年から5年に変更しています。

危険運転致死傷罪

飲酒運転
事故事例
Aさんの場合

あ～、どうしよう。酔っ払い運転で、歩行中の人はねて死亡させてしまったよ。ぼくは、これからどうなっちゃうんだろう！

酒酔い運転で死亡事故を起こしてしまったAさん。法改正前は、業務上過失致死傷罪で「5年以下の懲役、禁錮または50万円以下の罰金」でした。

しかし、昨年12月に施行された危険運転致死傷罪が適用されれば、「1年以上の有期懲役」と非常に重い罰を受けることとなります。そして、5年間は免許がとれません。

危険運転致死傷罪は、法律施行後1年を迎えますが、県下でも10件前後の事故に適用されているようです。

Aさんにはこんな罰が課されます



飲酒運転は、交通事故を誘発する原因となるばかりでなく、更には「ひき逃げ」をも誘発し、今や故意に近い犯罪となることも、再認識していただきたいと思います。

飲酒運転をなくすため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

市内には、「飲んだら泊まってって！運動」（1泊3,000円～）を展開中のビジネスホテルもあります。

詳しくは、市管理課か上田警察署交通課へお尋ねください。

不明な点は、
管理課交通対策担当（☎23・5129）
上田警察署交通課（☎22・0110）
までお問い合わせください。

私たちの健康を守る 国民健康保険

国保の届け出は忘れずに。
保険税は期限内に納めましょう。

安心して医療を受けられるように、すべての人が国民健康保険（国保）や会社の健康保険など、いずれかの医療保険に、重なることなく、切れめなく加入することになっています。

特に国保の場合は、会社の健康保険と違って、加入や脱退など各種手続きを各自の責任で行わなければなりませんので、忘れずに届け出をお願いします。

また、国保税を納めないでいると、滞納分の保険税をまとめて支払うことになったり、病气やけがをしたときに医療費の全額をいったん支払うようになります。そのとき困るのは、あなたや、あなたの家族です。

このようなことにならないように、必ず期限内に保険税を納めましょう。

国保の届け出は14日以内に

▽会社などに就職したり、退職した場合の届け出は、14日以内にしてください。

▽国保加入の届け出が遅れると、他の健康保険などを脱退した時点（最高3年）までさかのぼって加入していただくことになり、一度に多額の保険税を納めなければならなくなります。

ます。

▽国保脱退の手続きが遅れ、資格がなくなった後、国保の保険証を使ってお医者さんにかかった場合は、国保で負担した医療費を返還していただくことになります。

国保税を滞納すると？

▽督促を受けたり、延滞金が増算されます。

▽災害等の特別な事情がないの

今月の納期限は12月25日です。

忘れずに納めましょう！

国保税の納付は、便利で確実な
口座振替を利用しましょう。

にもかわからず納期限から1年経過しても滞納を続けていると、被保険者証の返還を求め、「被保険者資格証明書」を交付しますので、医療費の全額をいったん支払うようになります。

▽災害等の特別な事情がないにもかかわらず1年6か月間滞納を続けていると、保険給付を差し止めます。

▽更に滞納が続くと、国保の給付（療養費、高額療養費、出生育児一時金、葬祭費など）の額から滞納している保険税にあてられます。

問い合わせ 国保年金課

(☎23・5118)

高額療養費について教えて！

Q 医療費が高額になってしまったんですが、お金が戻ってくるって本当ですか。

A 自己負担された医療費が高額なとき、申請して認められれば、決められた限度額を超えた分が戻ってきます。

Q 私は入院していたのですが、支払った医療費のすべてが対象になりますか。

A 差額ベッドや入院の食事代は、保険診療外なので対象になりません。

Q そうですか、残念です。それでは、どんな場合が対象になるのですか。

A 同じ人が同じ月内に、同じ医療機関で支払った医療費が対象になります（ただし、診療科が分かれている場合は、それぞれ別計算）。また、入院と外来は別に計算されます。

Q ただし、老人保健のかた（7・9・30以前に生まれたかた）は、同じ月内に支払った医療費であればすべてを合算することできますし、70歳から75歳までのかたも、それぞれ計算方法が違います。わからないことは、国保年金課へ相談してください。

Q 私の場合は40歳ですから、入院と外来は別計算になるのですか。では、限度額はどのようになっていますか。

A 70歳未満のかた、70～74歳のかた、老人保健のかたによって限度額が変わります。また、世帯の収入や、過去1年以内に同じ世帯に支給した回数が3回目までかそれ以上かによっても限度額は変わってきます。限度額については、広報うえだ9月16日号12ページでも掲載してありますが、詳しくは国保年金課までお尋ねください。

Q さっそく連絡して確認してみたいと思います。ところで、どこへ申請したらよいのですか。

A 保険証、印鑑、領収書、口座番号のわかるものを持って、国保年金課か近くの支所（塩田・川西・豊殿）へ申請してください。ただし、老人保健の場合は領収書は要りませんが、老人受給者証が必要になりますから、忘れないように注意してください。

Q 申請してから支給まで、2か月ぐらいかかります。

A 申請してから支給まで、2か月ぐらいかかります。

市役所代表電話
☎22・4100
FAX25・4100



催し

室賀温泉ささらの湯の
「餅つき体験・大会」へ

室賀温泉ささらの湯 (☎31・1126)

キネとウスを使った、昔ながらの餅つき体験をしてみませんか。つきたてのお餅の無料配布も行います。

たくさんの方々の皆さんのおこしをお待ちしています。

▽とき 12月23日(月)午前11時
午後1時 ▽ところ 室賀温泉
ささらの湯 ▽参加料 無料

メディアアランドUEDAへ
お出かけください

メディアアランドUEDA (☎39・1000)

誰でも簡単!

インターネット入門

▽とき 来年1月11日(土)午後

1時30分〜4時 ▽内容 イン

ターネットの概要説明・世界中

のホームページ検索 ▽対象

パソコン初心者 ▽定員 16名
▽受講料 1500円
新春コンサートゆうゆう講座
「あの時の歌をいっしょに」
市民プラザ・ゆう (☎27・2988)
▽とき 来年1月10日(金)午前
10時30分〜正午 ▽ところ 市
民プラザ・ゆう ▽講師 歌:
山崎孝美さん、ピアノ:柳沢純
子さん ▽定員 先着50名 ▽
参加料 1000円(コピー代等
として) ▽申し込み 電話で、
市民プラザ・ゆうへ
上田創造館
1月の催し
上田創造館 (☎23・1111)
(☎24・4100)
▽とき 来年1月4日(土)同
8日(水)午後1時30分〜3時
(1日2回投影)。ただし同5日
(日)は、午前11時〜午後1時30
分〜3時 (1日3回投影)
▽観覧料 大人260円、高
校生以上の学生210円、小・
中学生110円

土曜日の催し

モーターを使った工作

▽とき 来年1月18日(土)午前
10時〜11時30分 ▽定員 先着
20名 ▽参加料 無料 ▽申し
込み 来年1月12日(日)までに、
電話かFAX(氏名・学校名・
学年を記入して「モーター工作
係」あてへ)で

折り紙教室

▽とき 来年1月25日(土)午前
10時〜正午 ▽内容 冬の花や
節分の鬼を折ろう ▽参加料
300円

プラネタリウムで冬の星座を
さがそう

▽とき 来年1月25日(土)午前
10時〜11時 ▽内容 冬の主な
星座の探し方を紹介
プラネタリウムの投影
▽投影時間 午後1時30分〜
3時 (2回投影) ▽内容
冬の星空と南極 ▽その他 上
小地域内の小・中学生と同伴の
保護者は無料

視聴覚室衛星通信

「子ども放送局」

▽放映時間 午前10時30分〜
正午 ▽入場料 無料

体育館の利用

▽とき 第2・4土曜日午前
9時〜午後5時 ▽その他 上
小地域内の小・中学生と同伴の
保護者は無料

不用品交換情報

不用品になったもの、ほしい
ものがありましたら、廃棄物
対策課内エコ・ハウス(直通☎
23・5144)へ。(受け付け
午前10時〜午後4時)

不用品の登録については、
すべて無料のもののみですの
で、ご了承ください。登録期間
は3か月です。

ゆずります(一部)

▽チャイルドシート ▽ベ
ビークーハン ▽ベビーベッ
ド ▽ベビーバス ▽ベビー
カー ▽冷蔵庫 ▽一輪車
▽ガスストーブ(都市ガス用)
▽ふろがま(プロパンガス
用) ▽ガスオーブン(都市
ガス用) ▽パイプベッド
▽ソファー ▽座いす ▽回
転いす ▽ソファセット
▽リヤカー

ゆずってください(一部)

▽ママコート ▽子ども服
(90〜100cm) ▽テレビ
▽ビデオ ▽ワープロ
▽こたつ ▽全自動洗濯機
▽ガスレンジ(都市ガス用)
▽湯沸し機(都市ガス用)
▽ガスオーブン(プロパンガ
ス用) ▽サイドボード ▽
硬式バット ▽室内自転車
(健康器具) ▽犬小屋
▽ミシン

「宝くじ助成」で ガクアジサイを植えました

10万本(1万株)の青いガクアジサイを植え、「塩田城跡」
一帯を新しい観光の名所にしたいと、平成4年から東前山自
治会「あじさい委員会」の皆さんが植栽を進めています。今
年も2,800株のガクアジサイが植えられました。この植栽は
自治総合センターの緑化推進コミュニティ助成事業による
ものです

今年で目標の1万株が達成されたことから、毎年行われて
いる「あじさい祭り」に期待が高まります。





上田市消防団では、昭和48年に全国で3番目、県下では初めてとなる音楽隊を結成し、現在30名余で演奏活動を行っています。

消防団音楽隊は、地域の皆さんとのコミュニケーションを大切にし、防火の啓発や消防団活動のPRを推進しています。

このたび、財自治総合センターの宝くじ普及広報事業費の助成により、楽器ティンパニー2台を購入しました。

11月10日(日)には、第14回上田市消防団音楽隊定期演奏会が行われ、この楽器ティンパニーも加わった迫力ある演奏をおおぜいのかたに楽しんでいただきました。

お知らせ

上田市地域福祉計画策定委員会
委員を公募

福祉課(☎23・5130)

▽応募資格 市内在住の20歳以上75歳以下のかた(公募の方法により審議会へ参画できるのは、一人1審議会まで) ▽募集人員 1名 ▽応募方法 所定の申込書(福祉課にあります)に「地域福祉の課題と地域住民の関わり」と題したレポート(800字以内・書式自由)を添えて、福祉課に提出 ▽締め切り 来年1月6日(月) ▽審議会の内容 地域福祉の推進に関する調査・研究を行い、地域福祉計画の策定に参画していただきます ▽任期 上田市地域福祉計画策定が終了するまで(平成15年度中) ▽その他 レポートと面接により決定させていただきます

除雪対策に 皆さんの協力を!

土木課(☎23・5126)

今年も、雪対策を検討する時期になりました。降雪や路面凍

結時、的確に安全な路面を確保するため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

冬期路面対策について

雪で濡れた路面は、気温が下がる夜間から早朝にかけて凍結することがあり、スリップによる事故も多く発生します。このため、道路を管理する国・県・市町村では、冬期間道路の除雪や凍結防止剤の散布作業を実施します。

市でも、指定した主要道路の除雪や凍結防止剤の散布(塩化カルシウムなど)を行います。地域の皆さんには、地区内の道路や通学路・歩道等の除雪をお願いします。

市の除雪と凍結防止剤散布の委託

作業は、指定した主要道路と峠道を中心に、除雪業者が次の要領で行います。

なお、除雪・凍結防止剤の散布指定路線は、土木課と塩田・川西・豊殿の各支所に掲示してあります。また、上田市のホームページにも掲載していますのでご確認ください。

①除雪作業は、通常幹線道路「1次出動」の積雪が10cm(峠道では5cm)を超えたときに、そのつど出動します。また、引き続き降雪が予想

される場合は、指定した補助幹線道路「2次出動」まで拡大して出動します。

大雪の時は平坦性の確保を第一に考え、現場を確認のうえ状況に応じた除雪作業を行います。

ただし、雪の堆積スペースの限られる狭い道路の除雪はできませんのでご理解をお願いします。

②凍結防止剤の散布作業は、路面が凍結しているとき、また凍結の恐れがあるときに実施します。

なお、機械の管理上、指定以外の路線を散布する場合もありますが、これは凍結防止剤の残量の有無によるもので、そのつど実施することはできません。ご理解をお願いします。

③除雪作業には大型機械を使用しますので、路上駐車や路上に支障となる物を置かないようご協力をお願いします。

④除雪担当者は、常に天候をみながら出動準備をしています。また、除雪や凍結防止剤を散布する運転手も、朝の通勤・通学時間に間に合わせるよう努力していますが、作業を完了させるには時間がかかりますので、ご理解をお願いします。

歩行者空間の除雪は みんなの力で!

①除雪の要望に対し行政でできることには限界があります。どうしても地域ぐるみの参加・協力が必要です。

生活道路と歩道等の除雪や凍結防止剤の散布については、地域の皆さんや自治会でお願います。

②防止剤は自治会を通じて配布しています。必要な場合は、土木課応急工事係(☎22・2134)までお問い合わせください。

雪道の走行は スピードを控え 更に慎重に!

建物を取り壊されたかた
届出を忘れずに

税務課資産調査係(☎23・5115)

今年中に建物の全部・一部を取り壊されたかたは、市税務課か塩田・川西・豊殿の各支所に備え付けの「取り壊し届出書」を、来年1月31日(金)までに提出してください。

なお、この届出をされないと、来年度以降、引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、ご注意ください。

■1月の粗大ごみ回収日
1月18日(土)…クリーンセンター駐車場

回収時間は午前10時～正午。処理費用(実費)がかかります。

熱き想いを持った勇士たち

うえだ

百勇士委員会

から

貴重なご提言を いただきました



11月27日(水)、市役所で「うえだ百勇士委員会」(会長：泉濃さん)の正副隊長10名の皆さんから、母袋市長に市政に対する提言書が提出されました。

この会は、委員自らが運営する組織として、さまざまなテーマについて活発な議論をする中から、市政運営に役立てるための提言を行うこと。また、これらの活動を通して市政に対する市民参画意識を醸成していくことを目的として、9月からスタートしました。

20代から70代までの105人の委員の皆さんが、「しらせ隊」「みつけ隊」「つきあい隊」「そだて隊」「いきいきいき隊」の5つの隊に分かれて、多い隊では週1回のペースで議論を重ね、今回の提言となりました。

提出された提言は、委員の皆さんのまちづくりに対する熱い想いや願いがこめられたものばかりで、観光に関すること、公共施設の利用に関すること、人材育成・ボランティアに関することなど身近なテーマを中心に多岐にわたっています。

市長は提言を受けた後、正副隊長の皆さんと活発な意見交換を行いました。

その中で、2か月という短期間で提言という形にまとめていただいたことに対し感謝するとともに、提言の中には市長が常々感じている想いと相通ずる点も数多くあり、早急に検討して可能なものは市政に反映していきたいとの考えを示しました。

■問い合わせ 企画課 (☎23・5112)

上田市公共施設案内・予約サービス 街頭端末等による予約を一部施設で停止

■問い合わせ
情報推進課
(☎23・8241)

上田市公共施設案内・予約システム設置の次の施設について、来年2月1日より街頭端末・電話機・パソコン通信・インターネットによる予約を都合により停止します。予約については各施設窓口まで直接ご連絡ください。

▷設置施設 西部公民館、上野が丘公民館、城南公民館、塩田公民館、川西公民館、勤労青少年ホーム、市民プラザ・ゆう、勤労者福祉センター、上田創造館

原付バイク・軽自動車等の登録に異動はありませんか

市税務課税制係 (☎23・5115)
長野県家用自動車協会上小支部 (☎23・1875)

軽自動車税は、毎年、4月1日現在の車両の所有者に1年分が課税されます。

今年4月2日以降に、所有する原付バイク、四輪・二輪の軽自動車、小型特殊自動車に、廃車・譲渡・市外への住所変更などの異動があった場合は、ナンバープレートの返納や名義変更などの手続きが必要です。早め手続きを済ませましょう。

また、手続きの内容により、

上塩尻東交差点の改良に
ご意見をお寄せください

国土交通省長野国道工事事務所
(☎026・264・7006)

国道18号と上田坂城バイパス・上田バイパスが交差する、上塩尻東交差点の交差点改良事業を、住民や道路利用者のかたからの

■手続き窓口

▽原付バイク・小型特殊自動車
市税務課税制係・各支所

▽四輪・二輪の軽自動車：長野県家用自動車協会上小支部 (住吉65番地)

お持ちいただくものが異なりますので、事前にお問い合わせください。

ご意見やご提案を伺いながら実施していきたいと考えています。この交差点改良事業のパンフレットとアンケート用紙を、長野国道ホームページ (<http://www.ktr.mlit.go.jp/nagano/>) に掲載してあります。

また、市都市計画課と塩田・川西・豊殿の各支所にもパンフレットとアンケート用紙を用意してありますので、皆さんのご意見・ご提案をお寄せください。

援助を受けて運営されており、従業員が退職したときは、勤労者退職金共済機構から退職金が支払われます。

市では、この制度に加入されている事業主の皆さんに、新規加入者の掛け金の一部を補助しています。該当される場合は、次により申請してください。

▽対象者 平成11年2月以降新規加入した従業員の掛け金を平成14年1月から12月まで納付した事業主。ただし、特定業種退職金共済制度については、平成10年4月1日以降に勤労者退職金共済機構と新規契約を締結した事業主

▽申請 来年1月6日(月)～同20日(月)に商工課へ

ウィークエンドリサイクル1月の日程

回収時間は午前10時～正午(時間厳守)。
家庭のびん、缶、古紙、古布が出せます。

1月11日(出) 西友秋和店、西友三好町店、Aコープコア塩田店
1月18日(出) マツヤ上田インター店、やおふく上塩店
1月25日(出) ジャスコ上田店、しおだ野ショッピングセンター

市長および市議会議員の あいさつ状は出すことができません

法律等により、市長および市議会議員などの公職にある者は、市民の皆さんに年賀状などの「あいさつ状」を出すことができませんので、ご理解くださるようお願いいたします。ただし、市民の皆さんからいただいたものに対する自筆による答礼のものは除かれます。

平成14年12月

上田市長
上田市議会

放火による火災が増える季節です
消防本部予防課（☎26・0029）

「放火」や「放火の疑い」による火災は、平成13年中、全国で1万4408件（全火災の22・7％）発生し、昭和60年以降連続して出火原因のトップを占めています。

また、放火火災の傾向としては、「冬から春先」・「夜間から明け方」にかけて多く発生しています。

特に次の点に注意し、放火されない環境づくりに心がけましょう。

- 建物に対する対策
- ①建物の周囲に燃えやすい物を放置せずに、きちんと片づけておくようにしましょう。
 - ②施錠管理をきちんと行い、外部からの侵入を防ぎましょう。照明器具（センサー付外灯等）の設置により暗がりをつくらず、放火されない環境づくりに努めましょう。
- 車両に対する対策
- ①不用意に車を放置しないように心がけるとともに、ボディカバーには防災製品のものを使用しましょう。
 - ②車両の施錠管理をしっかり行いましょう。

- その他の対策
- ①夜間にゴミを放置しないなど、ごみ集積場所の環境づくりを地域ぐるみで実施しましょう。
 - ②ごみは、指定された場所・日時以外には搬出しないようにしましょう。
- 12月の介護保険料納期限は25日です**
高齢者介護課（☎23・6246）
- 12月の介護保険料の納期限は、25日（水）です。
- 口座振替払いを利用しているかたは、預金口座の残高をご確認ください。納付書で納めているかたは、納期限までに市内の

- 12月の介護保険料納期限は25日です**
高齢者介護課（☎23・6246）
- 12月の介護保険料の納期限は、25日（水）です。
- 口座振替払いを利用しているかたは、預金口座の残高をご確認ください。納付書で納めているかたは、納期限までに市内の

市役所 各施設など

年末年始の休業日

■市役所（塩田・川西・豊殿支所）

12月28日（土）から翌年1月5日（日）まで、市役所の業務は休みになります。

なお、戸籍の届け出（出生・死亡など）は、市役所宿直（本庁舎西側入り口）で扱います。

また、自動交付機は、12月31日（火）から翌年1月3日（金）まで休止となります。

■水道修理

水道管の凍結などの水道事故は、水道故障当番室へ[当番室がわからない場合は、市役所宿直室（☎22・4100）へお問い合わせください]。

■公共施設案内・予約システム

公共施設案内・予約システムは12月29日（日）から翌年1月3日（金）まで休止となります。

■各施設の年末年始の休業日

施設名	休業日
図書館、創造館分室	12月28日（土）～1月4日（出） 休館中、図書館への本の返却は、正面・東口玄関入口の返却ポストへ。
真田太平記館、博物館、山本鼎記念館、信濃国分寺資料館	12月28日（土）～1月3日（金）
アクアプラザ上田	12月28日（土）～同31日（火） 1月1日（水）～同3日（金）の営業は午前10時～午後4時30分。
室賀温泉ささらの湯	12月29日（日）～1月1日（水）（朝ぶろのみ営業。午前6時～9時） 1月2日（木）～同3日（金）の営業は午前10時～午後5時（朝ぶろなし）。1月17日（金）は、臨時休業。
市民会館、文化会館、上田創造館、マルチメディア情報センター、市民プラザ・ゆう	12月29日（日）～1月3日（金）
児童館・児童センター	12月29日（日）～1月6日（月）
相染閣	12月30日（月）～1月4日（出）
市民の森スケート場	12月31日（火）～1月1日（水）
大星斎場	12月31日（火）～1月2日（木）午前

※その他の施設の休業日は、市役所と同じになります。

入札（見積）参加申請 15・16年度分の受付

管財課契約係（☎23・5257）

平成15・16年度に市が購入する物品・役務・業務委託と、市が発注する建設工事・建設コンサルタント業務の入札（見積）に参加を希望されるかたは「入札（見積）参加願」を提出してください。

今回申請すると来年4月1日から平成17年3月31日まで、2年間有効となります。

▽受付期間 物品・建設工事・建設コンサルタント：来年1月6日（月）～同31日（金）（今回から申請時期が変更になりましたのでご留意を）

▽提出先 管財課

契約係

▽その他 平成15年度から上田市が委託する役務・業務委託（建設コンサルタント業務除く）を受託する際に、物品の「入札（見積）参加願」が必要になります。

また、「物品」は申請書類（市の指定用紙）を、「建設工事・建設コンサルタント」は募集要項・申請書類（申請書等）を、管財課（市役所南庁舎3階）で希望者にそれぞれ

金融機関で納付してください。12月は、納期限がほかの月と異なるので、納め忘れがないようお願いいたします。

1月の相談

相談名	日時	会場など
法律相談 (予約制)	1月10日(金) 13:30~15:30 1月24日(金) 13:30~15:30	受付は…… 生活環境課 (本庁舎1階)
土地建物相談 不動産鑑定相談	1月9日(木) 13:00~16:00	
市民相談 交通事故相談 交友性相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
児童相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	市役所 22・4100
母子相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	児童保育課 (直通23・2000)
人権・悩みごと相談	1月8日(水) 13:00~16:00	児童保育課 (直通1610)
農地問題相談	毎週月~金曜日 8:30~17:00	人権同和対策課 (直通23・5393)
行政相談	1月13日(月) 10:00~15:00	農業委員会 (本庁舎2階)
心配ごと相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	上田市福祉会館
法律相談 (予約制)	1月18日(土) 10:00~正午	社会福祉協議会 (直通27・8080)
児童相談	毎週土曜日 13:30~15:30	社会福祉協議会 (直通22・3082)
結婚相談	毎週水曜日 10:00~15:00 毎月第2土曜日 10:00~12:00	
法律相談 (予約制)	1月22日(水) 13:00~15:00	上田商工会議所 (直通22・4500)
保険年金相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	高齢者職業相談室 (上田パートサテライト内) (直通26・8011)
融資・経営改善 特別相談	1月20日(月) 10:00~16:00	
高齢者職業相談	毎週月~金曜日 8:30~17:00	子育て支援センター 南部保育園内相談室 (直通26・3096)
保育・子育て相談 (電話相談)	毎週月~金曜日 9:00~16:00	塩田中央保育園内相談室 (直通38・7120)
保育・子育て相談 (面接相談)	毎週月・火曜日 9:00~16:00	

今月の納税

納期限12月25日(水)

- 固定資産税 3期
- 国民健康保険税 6期

便利で確実な口座振替のご利用を

「信州上田 真田ロマン」を情報発信

企画課(直通23・5112)

「真田氏」を通して上田市を全国に発信するため、「信州上田 真田ロマン」ホームページを製作しました。
真田氏は1583年の昌幸による上田城の築城から、信幸(之)が松代に移封されるまでの約40年の間、信州上田の城主としてこの地を治めていました。

400年の近世の歴史の中ではわずかな期間ですが、徳川の大軍を2度にわたり退けるなど、戦国の世に名を馳せた真田昌幸、信幸(之)、信繁(幸村)親子の活躍は、現在でも「真田の城下町」の誇りとして市民の心に深く生き続けています。
また、彼らの活躍を描いた「真田太平記」「真田十勇士」などは、戦国時代の歴史ロマンとして多くの人々に読み継がれており、上田の紹介や、観光資源としてはかけがえのない財産となっています。
今回製作したホームページは、史実と歴史的資料等をまとめた

資料編、真田氏にまつわる観光スポット等を紹介する観光編、真田氏が登場する作品(真田太平記・アニメーションによる真田群勇伝)を紹介する作品編で構成されています。ぜひアクセスし、ご覧ください。
なお、本ホームページは、上田市をはじめ真田氏にゆかりのある全国13の市町村が参加する「真田サミット」の共通ホームページ、「真田電子博物館」からもアクセスできます。

■上田市ホームページアドレス

<http://www.city.ueda.nagano.jp/>

■真田電子博物館アドレス

<http://www.sanada.or.jp/e-museum/museum.html>

計量器無料診断を実施しました

商工課(直通23・5395)

市では、11月1日の計量記念日にちなみ、身近な計量器に関心を深めていただくため、血压計(デジタルを除く)、体温計、ヘルスメーター、キッチンスケールの無料診断を行いました。その結果をお知らせします。

なお、今回の計量記念日事業にかかわらず、市民の皆さんの計量についての問い合わせを受け付けています。
お気軽にご相談ください。

■実施期間

11月7日(木)~同12日(火)

■実施会場

市役所西庁舎2階第3会議室

■実施結果(件数)

	検査件数	不合格件数	不合格率
体温計	1,049	3	0.3%
血压計	108	11	10.2%
ヘルスメーター	7	2	28.6%
キッチンスケール	5	1	20.0%
その他	1	0	0.0%
合計	1,170	17	1.5%

※病院・学校等が全体の53.5%

おおむね良好でしたが、一部の体温計・血压計に不具合がありました。内容としては、使用される水銀の経年変化による、水銀柱の液割れや精度不良がありました。また、加圧中であっても水銀柱が低下してしまうケースがありました。
なお、受検者全員に診断結果を渡し、不具合な器物については買い替えか修理をお願いしました。

保健ガイド

健康推進課(☎23・8244)

■風しん予防接種[後期](個別接種)

対象者	①	平成12年10月1日～平成13年3月31日生まれのお子さん
	②	平成12年9月30日以前の生まれで未接種のお子さん (ただし、7歳6か月未満)

※上田市に住民票があるかた、外国人登録をしているかたが対象。
※①の対象者には12月中旬ごろに通知を送付します。

▷実施期間 来年1月6日(月)～2月28日(金) (医療機関により休診日が異なります) ▷実施場所 下表のとおり ▷接種回数 1回 ▷接種料金 無料 ▷持ち物 通知(①の対象者のみ)、母子健康手帳、体温計、予診票(赤ちゃん手帳の中にありますので体温以外は記入してお持ちください) ▷注意事項 ①予防接種を受ける前に赤ちゃん手帳の予防接種の説明をよくお読みください ②事前に医療機関に電話予約をしてください ③体温は接種の直前に測ります。体温計をお持ちください ④生ワクチン(ポリオ、おたふくかぜ等)接種後は4週間以上、不活化ワクチン(三種混合等)接種後は1週間以上経過してから受けてください

■風しん・三種混合予防接種委託医療機関(50音順)

医療機関名(自治会名)	電話	医療機関名(自治会名)	電話
葦沢内科医院(下吉田)	35・3330	塩田病院(上本郷)	38・2221
荒井医院(下紺屋町)	22・0474	城南医院(御所)	22・3481
飯島医院(築地)	22・5011	杉山クリニック(新田)	26・8200
池田クリニック(川辺町)	22・5041	諏訪形クリニック(諏訪形)	25・5556
い内科クリニック(野竹)	21・3737	日新堂医院(馬場町)	22・0558
上田生協診療所(上塩尻)	23・0199	橋本医院(舞田)	38・2033
上田原レディース & マタニティークリニック(川辺町)	26・3511	半田循環器科内科医院(中之条)	28・0888
		堀こどもクリニック(中之条)	23・5566
川西生協診療所(仁古田)	31・1411	松尾内科小児科医院(下常田)	22・1355
川西病院(保野)	38・2811	三原内科医院(中之条)	27・6500
かんがわクリニック(久保林)	34・5151	宮坂内科小児科医院(下常田)	22・0759
小井土内科医院(下川原柳町)	27・6666	村上医院(末広町)	22・3740
甲田医院(鷹匠町)	22・0859	室賀診療所(上室賀)	31・1070
甲田クリニック(石神)	38・3065	柳沢病院(北大手町)	22・0109
こさとクリニック(染屋)	28・4111	山極内科医院(分去)	38・7388
小松内科循環器科医院(上川原柳町)	27・2200	山越医院(国分)	26・5800
斎藤外科医院(下青木)	35・0887	山田内科医院(下之郷)	26・8181
ささき小児科医院(城北)	27・7700	吉田こども医院(踏入)	24・1222
佐藤医院(五加)	38・2543	わかた内科(塩田新町)	38・2540
佐藤胃腸科内科(鷹匠町)	22・2342		

■三種混合予防接種[1期初回](個別接種)

対象者	①	平成14年4月1日～9月30日生まれのお子さん
	②	平成14年3月31日以前の生まれで未接種のお子さん (ただし、7歳6か月未満)

※上田市に住民票があるかた、外国人登録をしているかたが対象。
※①の対象者は、12月中旬ごろに通知を送付します。

▷実施期間 来年1月6日(月)～3月31日(月) (医療機関により休診日が異なります) ▷実施場所 左下表のとおり ▷接種方法 3～4週間の間隔で3回接種 ▷接種料金 無料 ▷持ち物 通知(①の対象者のみ)、母子健康手帳、体温計、予診票(赤ちゃん手帳の中にありますので体温以外は記入してお持ちください) ▷注意事項 ①予防接種を受ける前に赤ちゃん手帳の予防接種の説明をよくお読みください ②事前に医療機関に電話予約をしてください ③体温は接種の直前に測ります。体温計をお持ちください ④生ワクチン(ポリオ、おたふくかぜ等)接種後は4週間以上、不活化ワクチン(日本脳炎、インフルエンザ等)接種後は1週間以上経過してから受けてください

1月の乳幼児健康診査・教室

▷受付時間 ①乳幼児健康診査(4か月児・1歳6か月児・3歳児)…午後1時～1時45分 ②2歳児教室…午後1時～1時15分 [①、②とも午後零時30分以前の受け付けはできません] ▷持ち物 ①乳幼児健康診査…母子健康手帳、健康診査票(赤ちゃん手帳の中にありますので記入してお持ちください。3歳児は視力・聴力検査を実施して、記入してください)、バスタオル、おむつ、歯ブラシ(1歳6か月児)。3歳児は、尿検査の容器をお送りしますので、お持ちください ②2歳児教室…母子健康手帳、おたずね用紙、歯ブラシ、コップ、おやつ代(実費)、おやつ用はし・フォークなどとお皿 ▷問い合わせ 健康推進課(☎23・8244)

■保健センター(市役所南庁舎2階)

健康診査	実施日	生年月日
4か月	1月9日	14.8.16～8.31
	1月30日	14.9.1～9.15
1歳6か月	1月15日	13.6.16～6.30
	1月22日	13.7.1～7.15
3歳	1月14日	11.12.1～12.15
	1月28日	11.12.16～12.31
2歳児教室	1月8日	12.10.1～10.15
	1月29日	12.10.16～10.31

■川西社会福祉センター(塩田・川西地区のかたのみ)

4か月	1月21日	14.8.16～9.15
1歳6か月	1月31日	13.5.16～7.15

※塩田・川西地区の2歳児教室・3歳児健診は来年2月です。

■個別10か月児健診(市内の委託医療機関)

個別10か月	1月6日～31日	14.2.16～3.15
--------	----------	--------------

※10か月児健診は、市内の委託医療機関で行うことになりました。なお、対象者には個別に通知します。詳しくは、健康推進課までお尋ねください。

※年始は医療機関で休診日が異なりますので、ご確認ください。

幸村の歴史の舞台を散策



信州上田 歴史ロマンウォーク開催



11月16日(土)、同17日(日)、上田地域で、「2002～真田幸村のふるさと～信州上田歴史ロマンウォーク」が開催されました。

これは、歴史に名を刻んだ名将真田幸隆・昌幸・幸村の三代ゆかりの地を歩きながら、歴史に思いを馳せ、健康的に上田の地を散策していただく目的で開催されたもので、市内はもちろん、県内外から延べ約670名の

かたが参加しました。

コースは、真田氏が次第に勢力を拡大し、大きく飛躍していった足跡を歩く「真田一族築城コース（上田城・真田氏お屋敷跡・山家神社・信綱寺）」や、徳川の大軍を二度にわたって敗退させた合戦の地を歩く「上田合戦コース（上田城・願行寺・常田・染屋台・神川・千曲川・信濃国分寺・北国街道・科野大宮社などを散策）」など、計7つのコースが用意され、参加した皆さんは、真田一族の歴史と自然にふれながら、散策を楽しみました。



上田市 「心の教育推進プラン」 —実践しましょう—

子どもも大人も、心豊かに過ごせる上田市を創るためには、大人は子どもたちの人権を尊重し、子どもたちとの話しやすい環境づくりに努め、子どもの声に耳を傾け、その心を聴いたり、共感的に受容しながら自らの考えを積極的に示すことが必要です。そして、成長を見守り、理解し合う関係をつくり、子どもを支えるための努力をすることが大切です。いわば、大人自身が良い“生き方”をし、子どもたちにとって“最も身近なお手本”になることです。そこで、上田市「心の教育推進プラン」を提唱します。具体的な内容は、わたしたち一人ひとりが考え、できるところからいっしょに行動していきましょう。

(12月1日に自治会を通じて市内全戸に下のリーフレットをお配りしました。いつでも見えるところに貼っておきましょう)

1 読書運動

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力や考える力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をよりたくましく生きる力をつけるために大切なものです。昨年の「子どもの読書活動推進に関する法律」施行を契機に、家庭・学校・地域の全市民的な読書活動を推進しましょう。

◆具体的運動例：朝読書、読み聞かせ、絵本の紹介とプレゼント、図書館の充実とネットワークづくり、児童図書の実践活動の推進、音読・朗読を聞きあう

2 汗を流そう運動

子どもが汗を流すような体験活動を奨励し、子どもも地域社会の一員であるという自覚を促す機会としましょう。また、地域社会の中で世代間交流の機会としましょう。

更に、子どもの体験交流などを機会に、親同士もともに汗を流し、交流を深め、子育ての喜びや難しさを語り合える場としましょう。

◆具体的運動例：一日一お手伝い運動、ボランティア活動、自然体験活動、地域での活動(清掃やお祭りの役員とし

太陽

家庭の温かい愛情が一番大切です。親子の絆を強め、家庭教育を大事にしましょう。

桜

桜の花は、上田市の市章のデザインです。心豊かな上田市を創りましょう

大人

良い“生き方”をしている大人が、子どもたちを心豊かに育てます。



虹(かけはし)

家庭、地域、学校の連携で、子どもたちを温かく育て、心豊かな社会を築きましょう。

水

自ら学び、個性の伸長を図る学校教育

地域社会

地域は、さまざまな体験の場。地域が子どもたちを育て、家庭を支えます。

上田市「心の教育推進プラン」リーフレット

清明小学校 4 年
佐藤 雅さん

テレビを見ていたころ、わたしはNHK教育の夕方の子ども番組にはまっていた。遊んでいても、本を読んでいると、五時からずーつとテレビはつけていた。ママにチャネルをかえられると、すつごくハラがたつたし、消されるとイライラした。テレビのいいところで、「ご飯よ。支度を手伝ってちょうだい。」なんていわれると、「えーっ。」って思った。聞こえてるけど、聞こえてないふりしてぐずぐずしたり、おかたづけしてるふりして、テレビを見続けたりして、しかられてはばかりだったみたいな気がする。

ババも起きたらトイレに行くより先にテレビをつけて、寝るまでテレビを見ていた。私やママが何か言っても、テレビを見たまま「うん。うん。」とめんどくさそうに返事する。ママもドラマにはまっていた。とちゅうで話しかけたりすると、「今、いいとこなのよ。あとあと。」「マーシャルのときにして。」「って冷たい。そんな時、ババもママも、わたしよりテレビのほうが好きかもって思った。テレビをやめたら、話すことがずつと多くなつた。テレビの顔じゃなくって、家族の顔を見るようになった。ババもママもわたしのことをよく見て、学校の話もよく聞いてくれる。学校でイヤなことがあって帰ってきて、わたしが大まわっていても「今、へこんでるね。今日、なんかあったでしょ?」って言い当てちゃったりする。時間も予定も、前はテレビに支配されてたみたいだったけど、今はちがう。しばらくはいたなわがほどこけたみたいだに

わくになつた。「でかけようか。」「これが終
わつてからにして。」「つて言わなくなつたか
ら、遊びに行く話もさつさとまとまる。家族
ででかけることも、ふえなみたいだ。家で遊
ぶこともふえた。オセロやタイヤモンドゲー
ムでもり上がったり、家族みんなで一冊の絵
本を読んだりもする。テレビをかたづけてか
ら、いいこといっぱいになつた。

ちよびつとは悪いこともある。友だちのテ
レビの話についていけなくなつたこと。たま
に、「そんなのすごい変だよ。」なんて言われ
ちやうこと。それから、パパとママがわたし
のことをよく見ているから、お茶わんの持ち
方とか、字がぎたないこととか、注意される
こと。「前ははれてなかつたのになあ。ちえつ。」
と思うこともある。

でもテレビにさよならしてからの生活がわ
たしは、けつこつ気に入っているんだよ。

ての活動)、家庭の中で家族と一緒に
仕事(畑仕事・家庭菜園・衣類の整理
など)

あいさつは、社会性を育てる第一歩です。

の育成に努めましょう。学校・家庭・地域で「まず、あいさつから」の運動をしましょう。

4 スイッチ・オフ運動

テレビ・ゲーム機・携帯電話等のスイッチを切って、家族や仲間との会話を増やしましょう。

必要以上の冷暖房器具の使用はやめ、

スイッチを切って、自然を体感しましよ
う。

5 子どもの人権を守る運動

◆具体的運動例：テレビ・ゲーム機・携帯電話のスイッチを切り、冷暖房機のスイッチを切る

子どもの育成には、大人の自覚と責任ある行動が大切となります。

子どもが人格の調和のとれた大人に成長するには、大人が子どもの人権を尊重

上田市「心の教育推進
プラン」についてのご
意見・お問い合わせは、
●生涯学習課青少年係
(☎23・5104/☎23・3745
E-mail…shogaigakushu
@city.ueda.nagano.jp)
へどうぞ

し、平和・尊厳・寛容・自由・平等・連帯の守られる社会の構築が求められます。

スポーツ&レクリエーション

みんな集まれ！市民の森スケート場祭

楽しいゲームが盛りだくさん。とん汁や綿あめのサービスもあります。おおぜいのかたのご来場をお待ちしています（先着順で記念品を用意しています）。

▷とき 来年1月11日(土) ▷ところ 市民の森スケート場 ▷入場料 無料（貸靴料別）▷問い合わせ 市民の森スケート場（☎27・9396）

高齢者水中運動教室受講者募集

▷コース ①来年1月6日～3月17日の月曜日 ②来年1月10日～3月14日の金曜日（いずれも全10回コース）午前11時～11時50分 ▷対象 65歳以上のかた ▷定員 各曜日40名 ▷参加料 1,700円（レッスン料1,000円、保険料700円）なお別途入館料（60歳以上500円）がかかります ▷申し込み 来館またははがきに、郵便番号・住所・氏名・年齢・電話番号・希望コースを記入し、12月27日(金)までに（はがきの場合必着）アクアプラザ上田 高齢者水中運動係（☎386-0042上田市上塩尻623番地）

第3回 うえだ笑月寄席 開催します

大入り

世の中が忙しく世智辛くなっておりますが、笑う門には福がきたると昔からいわれています。新しい年は、希望に満ちた幸せで思い出深くしたいものです。

そんな願いを込め、地元出身の噺家による笑月寄席を開催します。

ご家族、友人をお誘いのうえお出かけください。お待ちしております。

▷とき 来年1月19日(日)
午後2時30分～4時30分

▷ところ 上田市文化会館

▷出演予定者

三遊亭きん歌さん（落語、上田市出身）
入船亭扇好さん（落語、佐久市出身）
翁家勝丸さん（曲芸、上田市出身）
江戸芸かっぱれ（梅后流信州上田道場）

▷チケット料金

一般1,500円、小・中学生1,000円

▷チケット販売

市内6公民館、上田創造館ほか

▷問い合わせ 中央公民館（☎22・0760）

へ ▷その他 オレンジバス（60歳以上無料）が運行していますのでご利用ください（行き…上田駅お城口発10:15 帰り…アクアプラザ発14:30）なお、受け付け終了後の取り消しがあっても参加料の返金はできません ▷問い合わせ アクアプラザ上田（☎26・2626）

シニア・レディースゴルフ教室受講者募集

▷とき 来年2月19日～4月23日の水曜日（全10回コース）午前10時～正午 ▷ところ 太郎ゴルフ練習場 ▷対象 市内在住・在勤の60歳以上の男性および一般女性 ▷定員 25名 ▷参加料 5,000円 ▷申し込み 来年1月23日(木)～2月6日(木)に参加料を添えて体育課へ

古戦場公園テニスコート利用について

来年1月4日(土)～3月31日(月)は、外のテニスコートの予約はできません。利用希望の場合は、当日テニスコートへ利用できるか確認してください（室内多目的運動場は通常どおり予約できます）。詳しくはテニスコート（☎22・3382）または古戦場公園管理事務所（☎22・0695）へお問い合わせください。

心身ともに健やかでたくましい人づくりの基は、家族相互の愛情と思いやりの心に満ちた、明るい家庭にあると言われて

います。上田市でもこのような家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、その普及・定着に努めています。

今年もこの一環として「明るい家庭・家庭の日」に係わる作文を募集したところ、市内小中学生から573点の作品が寄せられました。慎重に審査した結果、次の24名が入選しました。

優秀作品のうち、小学生低学年、高学年、中学生から各1作品は「教育うえだ」に掲載する予定です。

優秀作品

学 校	学年	氏 名	題 名
南 小	2	唐木田 愛	かぞくっていいな
清 明 小	3	永 井 貴 也	ぼくの兄ちゃん
清 明 小	4	佐 藤 雅	テレビ、バイバイ！
南 小	5	牧 島 広 寿	五人家族のぼくの家
神 川 小	6	土 井 嘉 穂	楽しい毎日！
塩 田 中	1	待 井 徹	家族のみんな
塩 田 中	2	永 野 友 理	私の自慢の家族
塩 田 中	3	佐 藤 圭	家族

佳作作品

南 小	2	大 島 佑 季	わたしのへんなかぞく
南 小	2	榎 並 大 樹	こわいパパ
中塩田小	3	武 田 麻 里	私の大事な家族
東 小	3	大久保 裕香	おじいちゃんのさつき
北 小	4	中 野 綾 香	物を大事にすること
東塩田小	4	伊 藤 美 咲	わたしのお父さん
南 小	5	小 野 真 希	大切な私の家族
神 川 小	5	渋 沢 彩 花	花の咲く家庭
北 小	6	森 住 瞳	家族
清 明 小	6	内山 みのり	お父さんとの朝ごはん
六 中	1	塩本 さおり	我が家の夏の風物詩
六 中	1	宮 原 未 樹	家族と過ごせる時間
三 中	2	中 家 美 麗	温かい場所
三 中	2	金 子 由 良	お父さんの仕事と私達
一 中	3	梅 田 真 帆	おじいちゃんとの約束
三 中	3	石 井 宏 通	一番大事な物

※敬称は略させていただきます。

平成14年度家庭の日の作文 優秀作品決定！

城下小PTAサークルが

「群読発表」



11月11日(月)、城下小学校で、城下小PTAサークル「魔法のランプ」による群読発表「やまんばの木」が行われました。

本の読み聞かせや群読によって、親子のコミュニケーションの場をもつことができます。「魔法のランプ」は、本を題材にして、群読を熱心に取り組んでいるお母さんがたのサークルです。

ステージの上での熱演を、子どもたちは皆食い入るように観ていました。

教育委員会の

動き

11月定例会

11月6日(水)開催した11月定例会の主な内容は、次のとおりです。

審議事項

一 史跡上田城跡保存整備計画策定委員会設置要綱について

「史跡上田城跡の保存及び活用に関する整備計画」策定に伴う計画策定委員会設置要綱について審議し、承認しました。

『上田市誌』

編さんだより⁸³

歴史編 (10)

「近世の庶民文化」

市誌編さん室(☎25・9741)

『上田市誌』歴史編(10)の「近世の庶民文化」では、上田地方の高いレベルにあった庶民文化の様相が明らかにされます。

江戸時代には、かつて公家や武士階級のたしなみであったさまざまな学芸や諸芸能が庶民自身のものとなり、庶民生活を高め豊かにしていきました。

「文字による支配と民衆」では、文字が文化の発達に果たした役割を描きます。特に、江戸時代に入って文書中心の社会になり、契約による権利保障の拡大が文字を学習する必要を増大させ、寺子屋を発達させました。

江戸時代中ごろ以降の伊勢講・戸隠講の広がり、信仰と娯楽としての旅が結びついたものです。塩田には四国八十八か所巡礼霊場がつけられました。

上方文化が流入してくると、俳諧に関心をもつ者も現れました。上田藩士加舎白雄とその門人の広がり大きく、岡崎如毛、

小島麦二、成沢雲帯などの門人が出ました。塩尻の沓掛氏は『巖端集』という句集を残し、神社に奉納される俳額は、俳諧の普及を物語っています。

上田藩の儒学の基礎を築いたのは京都の伊藤東涯門人で上田藩に仕えた安原貞平でした。以後、安原龍淵、桂希言、加藤維藩、山田維則らの儒学者が藩学をリードしました。

古典研究を中心とする国学も塩田の宮沢高建のほか、幕末になると権田直助が上田に亡命・滞在し、田子玄祐翁記念碑や成沢寛経墓碑銘などを残しました。

神仏に頼っていた医療も江戸時代の中ごろから、医師による医療が行われるようになりました。後に上田市長になった勝保英吉郎家の先祖は、明和2年(1765)に臼田村(現臼田町)から上田町に移り住んだことが分かっています。

松平家などの武家茶が流行し、庶民も茶(煎茶)をたしなむようになり、静岡などから気多茶などのお茶が入ってくるようになります。上田海野町には小林常磐軒というお茶屋がありました。

芝居や相撲、蹴鞠などさまざまな娯楽も流行し、祢津に移り住んだ郷土史家瀬下敬忠や下塩

尻村の沓掛権右衛門は蹴鞠を楽しましました。

書道でも活文禅師などの書家があらわれ、また亀田鵬斎などの書家も来訪しました。寺子屋を通してお家流が広がりました。

和算の発達は、年貢や村の経費の計算だけでなく公費を公開すべきだという考えも生み、村方騒動の一因となりました。また竹内善吾という全国的にみてレベルの高い和算家を生ましました。

19世紀になると、蘭学という西洋の学問を学ぶものもあらわれました。幕末の上田藩士赤松小三郎は、長崎で学び、藩政改革や公儀政体樹立などの意見書を提出しました。

上塩尻村の庄屋原昌言が出版した善光寺大地震記録図の「信濃国大地震之図」が全国に流布しました。養蚕書では、上塩尻村の塚田与右衛門『新撰養蚕秘書』、塩田の中村弥七郎の『養蚕重宝記』などが著されました。狩野永翁、永琳の二人の狩野派絵師や、蝶蛾の画家合葉文山などのほか、さまざまな文化人の活動が明らかにされます。

文芸

今月の投稿数

短歌・151首、俳句・200句
川柳・109句、計・460作品

熊坂 年成選

入選

下紺屋町 小柳 治雄
さりげなく列に連なり買ひ求む宝
くじなる束の間の夢

鈴子 甲田 隆登
秋映えの浅間のごとき人生を心に
描き六十路へ入りぬ

緑が丘 津林 清司
十三夜流るる雲の合間より明日を
占う流れ星見る

佳作

岩門 宮島 房子
声もなく瞳あわせて語ること病み
てか細き手をにぎりしむ

下房山 秋山千枝子
旅を終へしちのちの心と向き合へる
巡礼者のごと池の白鳥

小泉 田中 徳枝
虚しきは明け方の夢亡き母よ訪れ
来るも何も話さず

材木町 大谷 文子
夢にだに忘れ得ざりし拉致家族の
再会の感動わがものとして

手塚 柳町もと子
草木木が悲喜こもこもの彩かもす
過去めぐり来る独り居静か

下紺屋町 羽根 互
落葉たきゆらぐ炎のその中に亡母
の笑顔がひろがりてゆく

短歌

上堀 工藤じゅん
枯れ枯れて憎し愛しき冬もみじ女
人高野で綻びを待つ

上常田 市川 貞義
茶毘にふし骨となりたるわが妻を
見むとすわれは人押し分けて

東築地 井上奈良子
世の中の忙しき日々の過ぎ行きて
今日も暮れゆく短歌が楽し

上常田 関 礼子
年重ね友らと集う語らいは子に託
せし夢消えしが多く

大手町 清水 由紀
この青き地球に渦巻く争いの憎し
み悲しみいつの日ぞ果てん

松尾町 大石 治
転ばぬよう杖を頼りの散歩道六根
清浄唱えて歩く

評 なるべく多くの方々に登場してい
ただきたいので、作品が同レベルの場
合は新人を選びます。

選者詠
雲低く開戦のニュース重かりき十
二月八日誰も語らず

矢島 渚男選

入選

下房山 秋山千枝子
託ち顔心得顔と落葉焚く
生塚 春原 征二

冬囲い鶏舎は筵垂らすだけ

俳句

浦野 小林 信宏
過疎の村五反幟をもてあます

材木町 大谷 文子
金木犀袋小路と知らざりし
常田 関 礼子

下紺屋町 小島 寛
ひよっとしてもしかしての茸採
コーヒーと三度の飯や暮るる秋

築地 高梨けさみ
リハビリの菊を咲かせて兄老いぬ
小泉 木村 シモ

北大手町 中曾根和夫
紅葉見る谷のせせらぎ聞きながら
秋の夕綿菓子のお店早仕舞

川辺町 北村登美子
山紅葉塔をすつかり包みけり
丸堀町 長谷川 貢

千曲町 神原 晴一
鰯雲ゆつくり動かず浅間山
秋晴れや言葉少なく嬉しいと

上堀 工藤じゅん
残る虫おろそかならず募る恋
日を追いて岩から岩へ瑠璃蜥蜴

築地 倉澤 昭夫
街路樹の紅葉一葉持ち帰る
松尾町 大石 治

上小島 中原とく子
犬の足洗う兄弟柿熟るる
築地 井上奈良子

列車行く紅葉すすむ上流へ
選者吟
木の葉飛ぶ今日は昨日のこと信じ

益子 雀選

入選

西脇 中沢 希余
残り火で溶かす女の絵ローソク
岩下 尾沢製炭信

今日の日も事なきものと髭を剃り
学海南 田中すい子
山と里境目のない過疎の村

佳作

国分 今尾志津子
脳の皺顔へゆつくり移動する
上田原 宮尾 輝夫

饒舌が来てから会話白け出す
保野 清水ゆき子
ふと落ちる涙の様に銀杏散る

分去 山本 セツ
やせもせず太りもせず秋も去る
上常田 白倉 忠雄

綱引きに日頃のウサのありつたけ
東築地 勝見 稔
この人が来ると話題が狂い出す

上田原 宮尾 伊香
思い出の風景にある柿すだれ
評 入選第一句群を抜いています。

選者吟
甘酒に師走の愚痴が吹きだまり

訂正とおわび

11月16日号文芸欄の俳句
下房山 秋山千枝子さんの作品の
「落葉」を「紅葉」に訂正しおわび
します。

川柳

投稿先／☎386-0025 上田市天神 2-4-74

上田市教育委員会「教育うえだ」係
投稿方法／はがきに短歌・俳句・川柳の別を
明記し、氏名・自治会名・電話番号をご記入
のうえ毎月18日必着で投かんしてください。

発行

■上田市 (☎386-118601) 長野県上田市大手1-11-16
■上田市教育委員会 (☎386-10025) 上田市天神2-4-74

編集 ■秘書 課(☎22-41000/☎23-51111)
■教育総務課(☎23-51000/☎23-6761)

印刷 ■田辺印刷
(上田市問屋町237-1 ☎22-1492)